

第1回 企画部会 議事概要

1 日 時 令和元年6月28日（金） 10:00～12:15

2 場 所 総務省第二庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（部会長）、北村 行伸（部会長代理）、川崎 茂、西郷 浩、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一

【専門委員】

清水 千弘（日本大学スポーツ科学部教授）

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画官、総務省統計局統計調査部経済統計課長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課調査調整係長、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室課長補佐、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、金子調査官

4 議 事

- (1) 「平成30年度統計法施行状況報告」の審議について
- (2) 企業向けサービス価格指数の基準改定結果について
- (3) 不動産データベース研究結果について（報告）

5 議事概要

冒頭、西村部会長より、部会長代理として北村委員が指名された。次に、本部会の運営は、公開とすることが決定された。

(1) 「平成30年度統計法施行状況報告」の審議について

総務省から、資料1-1、1-2に基づき、平成30年度の統計法施行状況報告の概要説明が行われた。また、西村部会長から、資料1-3に基づき、今後の審議の進め方（案）について説明され、引き続き、事務局（統計委員会担当室）から、資

料1-5に基づき、審議候補事項の説明が行われた。審議の結果、今後の審議の進め方(案)は原案のとおり了承され、審議候補事項については、引き続き、議論することとされた。

(2) 企業向けサービス価格指数の基準改定結果について

日本銀行から、資料2に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・全体として、今回の基準改定は、品質調整、詳細化、カバレッジの拡大等の点で非常に大きく改善されており、高く評価したい。

SNAのデフレーターとの関係では、不動産仲介、テレビ番組、知的財産ライセンスについては、次回の基準改定で適用できるのではないかと。また、ウエイトの大きい卸売サービスについては、今まではマージンの把握が難しく、SNAでは商業の実質化が取扱品目の価格で行われていたが、本来の形である単位当たりマージン額で実質化ができるようになる。この点は非常に重要な進歩である。

卸売サービスは、月次ではなく四半期ベースで公表するという点だが、これは月次では数字がとれないからか、あるいは安定性に問題があるからか。

→卸売サービスは、販売価格から仕入価格を引いた差分をマージンとしてとっているため、個々の企業のマージンは短期的に大きく振れてしまう。このため、市場全体の物価指数に引き直す際には、安定した指数となるように850程度の調査価格をとっている。企業からは、四半期の決算情報を基に回答するため、四半期は回答できるが月次は難しいとの声が多く寄せられており、調査価格数とのバランスを考慮して、指数の精度を高めるため四半期とした。また、SNAの利用においても四半期で問題ないと認識している。

- ・マージンの価格指数については、SNAにも活用したい。
- ・図表2のインターネット広告について、左のグラフに各単価の利用実績のウエイトが掲載されているが、どのように調べてウエイトをとっているのか。また、価格指数の計算方法について、このウエイトを利用して各単価の変化分を加重平均しているのか。併せて、どのくらいの企業がこのような事業をしているのか教えてほしい。

→この分野には大規模・小規模入り交じって多様な企業が参入しており、その変化を捉えるのはかなり難しい。

調査価格の構成については、広告代理店が集計している業界統計があり、例えば運用型広告の比率等や調査価格の単位別データもある。その上で、個々の調査先にどのような単位で価格設定しているのかヒアリングをして、調査価格の構成に合うように指数を作成している。

- ・インターネット広告の図表2とインターネット付随サービスの図表3を比較すると、前者は振れが大きい、後者は2015年基準では安定している。この季節性の

- 振れが多い理由は何か。
- インターネット広告の指数の振れが大きい理由として、1つは、運用型広告のウエイトの高まりによって年度末や年末が上昇しているという季節性が考えられる。また、運用型広告はリアルタイムにオークション形式で価格が変動するので、比較的安定的に推移する予約型広告に比べて変動が大きくなる傾向がある。ただ、市場全体として運用型広告の割合が半分以上に増えていることを鑑みると、多少の振れはあっても市場実勢に合わせた形で調査すべきと考えている。
 - 季節性の除去や短期の大きな振れのスムージングについては、今後考えるのか。
 - 基準改定したばかりでまだ特性を把握できていないので、まずは指数を作成して、前年比でみていきたい。
 - ・インターネット広告の図表2について、「(1) 調査価格構成(広告の種類別)」のグラフは、2015年基準で内訳が細くなり、価格指数の振れが大きくなったと理解できるが、「(2) 調査価格構成(調査価格の単位別)」はどのように理解したらよいか。
 - (1)のグラフは広告の種類別、(2)のグラフは調査価格の単位別に調査価格を分解した比率を示している。同じものを別の角度から分類したもののご理解いただければと思う。
 - ・図表12の「(3) 大類別のウエイトの変化」について、昨今の状況を踏まえると「情報通信」は伸びているはずだが、2010年基準と2015年基準を比較するとウエイトは下がっている。これは、一般的な情報通信サービスの内容と統計として捉えている内容が異なるからか。直感的には、伸びている産業はウエイトも伸びるはずだが、ウエイト低下の要因は何か。
 - 情報通信の取引額はそれほど変わっていないが、他に増加している類別があるため情報通信はウエイトが微減している。また、例えば、品目別の「固定電話」や、インターネットを経由しないCD-ROM・磁気テープなどを用いた「情報提供サービス」は「情報通信」に含まれており、このような品目の減少が影響している。
 - インターネット関連で増えているものは、どの大類に分類されるのか。
 - インターネット広告は、大類別の「広告」に入る。インターネット付随サービス、ポータルサイト・サーバ運営、インターネット利用サポートは、「情報通信」に含まれる。
 - 小類別に大類「情報通信」との対応関係を示したリストを提示してほしい。
 - ウエイトは全て公表しているので、詳細について後ほどお示ししたい。
 - ・図表7について、自動車保険の場合、事故が減ると純保険料は減るが、支払いや査定の事務も減るので手数料も減る。また、ネット販売の普及など、激しい販売競争の中で、純保険料だけでなく付加保険料もすう勢では減っているのではないかと思っていた。価格体系が非常に複雑であり、実績損害率と実際の保険料の体系の中での違いがあるかもしれないが、任意保険の価格指数が上がっているのはこちらの感覚と違った。

→企業から頂いた代表的な価格をそのまま使っており、この価格は、長期的には多少の変動はあるが、短期的にはそれほど変動していない。実績損害率の低下による品質調整が効いた価格指数になっている。今後、代表的な価格の変動があれば、反映していきたい。

- ・自動車保険（任意）の価格指数の断層は説明が難しい。どのように考えたらよいか、意見を伺いたい。

→例えば、企業にモニタリングしたときの代表的な価格について、よく販売されている有料ドライバーや継続者の価格であれば、保険料そのものが低い上に実績損害率を引くので更に安くなる可能性があるが、売れ筋ではない新規の契約者の保険料を調査しているのであれば、価格が異なるのではないかと。

→各社が代表的と認識している、新規の価格をとっている。

→保険業界の方々に事前にヒアリングした際には、おおむね感覚としては合っているとの回答を頂いているが、新しい試みでもあるので、価格指数の精度向上のための貴重な御意見を頂いたと考えている。

- ・今回の見直しの結果、四半期ベースの採用カバレッジが、2010年基準の50.5%から、2015年基準では卸売サービスを入れて71.3%と非常に大きく上昇しており、日本の統計整備にとって大きな一歩と評価できる。日本銀行の努力を高く評価したい。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」にもあるように、今後は小売サービスの価格が課題になってくる。この課題は非常に困難なものであるが、関係者で協力しながら少しずつでも前に進めてほしい。特にこれは企業間だけの問題ではなく、CPI（消費者物価指数）やPCE（個人消費支出）にも大きな影響が出る。精度の向上においても重要な点なので、よろしくお願ひしたい。

（3）不動産データベース研究結果について（報告）

事務局（統計委員会担当室）から、資料3に基づき、報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・①今回マッチングができないケースについて、その理由をどのように考えているか。②土地利用の経年的な変化を追いかけるにはどうすればよいと考えるか。③今回の調査研究では、直近のデータを使っているが、データの遡及はどこまでできるのか。

→①については、情報の整備目的により、記録されている内容が違う。例えば、法人土地・建物基本調査のように、土地建物の権利関係を中心に見る場合は、地番で情報が記録されており、経済センサスのように、土地建物の利用のされ方を中心に見る場合は、住居表示で情報が記録されている。今回、マッチングできない理由としては、データが記録された時点と地図の作成時点にずれが生じていたことが考えられる。

②については、今回使用した東京都の都市計画地理情報システムデータの場合、更新間隔が5年に1回であり、その間の変化は見る事ができない。一方、民間のデータの場合、地域や地図にもよるが、3か月から3年に1回のペースで情報が更新されており、都市部であれば1年に1回、民間のデータを加えていけば、変化を見ることができる。

③については、遡及に関する大きな課題は、行政、民間の地図データを問わず、年を経るごとに、技術進歩に伴って記録情報の精度が高くなるので、古い年度のデータと新しい年度のデータを合わせてパネルデータを作成しようとする、ずれが生じる。東京都のデータは、5年おきであれば1986年まで遡れる。民間のデータについては、2000年代前半くらいまでであれば、信頼性の高い情報を得られるが、1990年代以前になると一部地域しかデータが存在しない上に、地図の精度が低くなるので、利用は、ほぼできないだろうとみている。

- ・本調査研究の今後の計画、具体的には、データベースの全国展開、公示地価や不動産情報など他情報とのマッチング、ユーザへの公開はどうなっているのか。
- 今までの統計委員会でやろうとしていた議論は、他の国で実施していて、日本が良い状況ではないので、何とかしたいということだった。しかし、内閣府が行っている様々な取組から、実際やろうとすると、実はとても大変だということが出てきている。それに対して、ここで始めようとしていることは、ある意味全く新しいものであると同時に、人を調査するのではなく、農林統計で田を調査するように、動かないもの、土地、そしてその上に建っている建物のデータを整備するというものである。そういうことを考えていきたいというのが基本的発想で、それが統計委員会としてのビジョンになるだろうと考えている。そういう重要なものができるのは、恐らく日本くらいだろう。日本の古地図などは情報の質が高く、色々と存在しており、その時点でデータベースを作り込んでいく。様々な情報は、新しいデータベースの中の情報として入れていくことによって、毎回、毎回、別の人が同じようなことを作業する必要がないようにしていきたいというのが1点。そして、どのように使うのかということに関しては、公的機関がどういう形で使えるかということが最初であるが、と同時に、粒度のある情報が入ってくるので、当然ながら民間にも使える。そういった使い方を含めて、将来的には考えていけないといけないというのが、今後の大きな課題であると考えている。したがって、今あるデータを所与としたデータベースの作り方ではなくて、今後起こりうる技術発展、粒度の高い衛星情報などを含めた将来のデータベースや、特にブックデータの情報を取り込んで作っていく。過去に遡っては、逆に、現在の粒度のものを過去にどこまで遡及できるかという考え方で作っていくというのが、これからの、まさにビジョンとしての我々の考え方だと思っている。
- 全国展開については、昨今、官民双方で地図基盤情報の整備が急速に進んでいることを踏まえると十分可能であると考えられる。他情報とのマッチングについては、公示地価は、緯度・経度も含めてデータが整備されているため、G空間（位置情

報) 上に載せることが可能である。不動産取引情報についても、プライバシー保護の観点から、全て公開されているわけではないが、行政情報としては、緯度・経度まで含めた詳細なデータが記録されているため、同様のマッチングは可能である。

- ・この取組は、かなり野心的な試みであると理解している。これまでにないものを作りつつ、それがどう役に立つのかを示すことは難しいことなので、現状と理想の間をつなぐストーリーを考えることも必要ではないか。技術的にどのようなものを作っていくかということと、それがどのような利益をもたらすかということの両方が見えてこない、話が進めにくいように思う。

例えば、既存統計の置き換えや補完、欠損情報の入手、新規統計としての実施、研究基盤の整備といったあたりを切り口にブレインストーミング(集団でアイデアを出し合い、問題を解決する)を試みてはどうだろうか。また、情報のプライバシー保護をどうするかも併せて考える必要がある。

- ・不動産データのパネル化は、長らく希求されてきたことであり、それを具体化する手法を示したという点で、今回の研究成果には、大きな意義がある。現在の土地・建物に関する統計体系では、個人企業の土地の保有状況はカバーされていない。新規調査は難しいということであれば、民間のデータなどと組み合わせ、実態を明らかにするといったことも検討してほしい。

→さらに、外国人の土地保有に関する情報も、現行の統計体系では把握できていない。

- ・生活が変わっていく中で、ビックデータの扱いや情報収集等において、これから起こりうる課題について、ルール作りを行う等様々な課題があるのではないか。今回のパネルデータベース作りが進んでいくと、社会の様々な情報が出てくると思うので、地図情報と他の統計どのように組合せていくのか、プライバシーの問題も含めて、考えていくべきではないか。

- ・この調査研究は、民間企業等が整備している不動産に関する複数のデータを活用して、パネルデータを構築する最初の試みであり、このパネルデータベースが通常のものとは違うのは、基本的に、作成方法から全数であり漏れがなく網羅性があるということである。

今回の研究は、地図が整備されている東京都に限った分析ではあるが、国土地理院の「基盤地図情報」を基にマッチングの方法を工夫した結果、比較的高いマッチング率が得られており、時系列にみても相応のマッチングが得られる手法が開発され、更には「法人土地・建物基本調査」の調査票情報の活用可能性があることが確認されるなど、今後の不動産パネルデータベースの構築に当たって、大変重要な成果が得られた。

本年度以降については、今回の調査研究において見いだされた検討課題について、更に分析を深めること、加えて、今回作成したデータベースの保管やデータベースの精度を高めるためのアップデートの在り方、将来の衛星情報の利用等への対

処、全国展開を視野に入れた場合の統合的な形での情報の確保や提供方法のスキームなど、今後の運営方針の検討も行っていただくとともに、統計委員会でも検討を行っていきたい。更には「法人土地・建物基本調査」や「住宅・土地統計調査」との連携の可能性の検討を行うことが必要である。

本調査研究は、我が国にとって非常に重要な研究であり、統計委員会担当室には、国土交通省や関係団体から、必要なデータや情報の提供を受けながら、引き続きしっかりと研究を進めていただくよう、よろしくお願ひしたい。

これまで、この調査研究に御協力いただいた関係者の皆様に、感謝申し上げます。

次回の企画部会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>